

議 会 資 料	議案第 77 号
教 育 総 務 課	

志摩市進学応援金条例の制定について

1. 条例を制定する理由

年々、子どもの数が減少していることに加え、授業料の一部又は全部を支給する高等学校等就学支援金制度など、国等の経済的支援が充実してきていることに伴い、貸与型奨学金制度の利用希望者が減少し、給付型奨学金への需要が高まっています。

このような現状の中、既存の奨学基金をより有効に活用し、中学校卒業後もライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、給付型奨学金である本条例を制定するものです。

2. 制定する条例の要点

①受給資格

給付年度の4月1日において、市内に住所を有する者の子であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

- (1) 大学(大学院は除く。)等、高校等に進学した者であること。
- (2) 学資負担が困難であること。
- (3) その属する世帯に市税の滞納がないこと。
- (4) 過去に下記の(1) (2)の給付を受けていない者であること。

②給付額

- (1) 大学等進学者 1人につき 150,000 円
- (2) 高校等進学者 1人につき 80,000 円

③対象者

下記の(1) (2)それぞれに規定する要件のいずれかに該当する学生

(1) 大学等進学者

- ・ 申請年度の前年度3月1日時点において生活保護法に規定する要保護者
- ・ 申請年度の4月1日時点において市町村民税が非課税となる者の世帯に属する者
- ・ 申請年度の前年度3月1日時点において児童扶養手当の支給対象者の世帯に属する者
- ・ 世帯収入額が生活保護基準額の1.4倍未満の者の世帯に属する者

(2) 高校等進学者

- ・申請年度の 4 月 1 日時点において生活保護法に規定する要保護者
- ・申請年度の 4 月 1 日時点において市町村民税が非課税となる者の世帯に属する者
- ・申請年度の前年度 3 月 1 日時点において就学援助費の交付対象者の世帯に属する者

④給付方法

必要書類を志摩市教育委員会に提出し、給付決定された方の指定する口座に振り込むこととしており、給付事業の開始は令和 7 年 4 月 1 日からとします。

3. 制定による効果等

新たに制定する給付型奨学金で、経済的理由により進学困難な者に学資を給付し、基金を有効活用することができます。

志摩市進学応援金条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、志摩市進学応援金条例(令和 6 年志摩市条例第 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、志摩市進学応援金(以下「進学応援金」という。)の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第 2 条の教育委員会規則で定める者）

第 2 条 条例第 2 条の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 親がなく、親に代わるべき者が市内に住所を有する者
- (2) 親又は親に代わるべき者がなく、本人が市内に住所を有する者

（進学応援金の申請）

第 3 条 進学応援金を申請する者は、進学応援金申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、志摩市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 同意書

2 教育委員会が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げるもの以外の書類を提出させることができる。

3 第 1 項に規定する申請書等の提出は、原則、申請者が進学した年度の 4 月 5 日から 4 月 30 日までとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

（進学応援金の給付の決定）

第 4 条 教育委員会は、前条の給付の申請を受理したときは、条例に定める給付基準により進学応援金の給付の可否の決定を行うものとする。

2 前項の規定により進学応援金の給付の可否の決定を行ったときは、申請者に対し、進学応援金支給・不支給決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

3 第 1 項の規定による進学応援金の給付の可否の決定は、毎年度、予算の範囲内において、行うものとする。

（進学応援金の給付）

第 5 条 教育委員会は、前条第 2 項の進学応援金支給決定通知書により本人に通知した後、申請者が指定する申請者名義の口座に速やかに進学応援金

を給付するものとする。

(その他)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。